

淀川労働基準監督署発表
令和8年3月23日

【照会先】
淀川労働基準監督署
電話
06-7668-0268

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(地山の崩壊等による危険を防止する措置を講じなかった疑い)

令和8年3月23日、淀川労働基準監督署(署長 くめがわ 久米川 はるたみ 晴民)は、株式会社阪神エネテックほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社阪神エネテックほんしん(以下「被疑会社」という。)
本社所在地 大阪市西淀川区歌島
事業内容 土木工事業
- (2) 被疑会社現場監督A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第21条第1項
同法第27条第1項
労働安全衛生規則第361条
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰規定)

3 事件の概要

令和7年3月26日、大阪府淀川区東三国のガス管取替え工事現場にて、被疑会社の労働者Bほか1名を使用して、手掘り掘削による明かり掘削作業を行わせた際に、被疑者Aは、土止め支保工を設ける等の明かり掘削の作業から生ずる危険を防止する措置を講じなかった疑いがもたれるものです。

4 参考事項

- (1) 令和7年3月26日、大阪府淀川区東三国のガス管取替え工事現場において、掘削面に立ち入っていた被疑会社の労働者Bに、崩壊した掘

削面の土砂が直撃し、同人が死亡するという災害が発生しました。

- (2) 労働安全衛生法では、労働者に明かり掘削の作業を行わせる場合に、掘削を行う掘削面が地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ土止め支保工を設ける等の明かり掘削の作業から生じる危険を防止する措置を講じなければならないと定められていますが、被疑者Aは、当該危険防止措置を講じていなかったものです。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

(罰則)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五条又は第八十八条の二第四項の規定に違反した者

二～四 (略)

(両罰)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(地山の崩壊等による危険の防止)

第三百六十一条 事業者は、明り掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、当該作業場において作業に従事する者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。